

令和3年7月吉日

会員各位

一般社団法人 愛知県医療ソーシャルワーカー協会
会 長 小林 哲朗
(公印略)

研究誌「医療ソーシャルワーク 2022」
自由研究論文 投稿募集について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、見出しの件につきまして以下要項で募集することとなりましたのでお知らせいたします。
個々の現場などで皆さんが取り組まれた研究結果を、是非ご発表いただきますようお願い申し上げます。

募集要項

- | | |
|---|--|
| 1 | テーマ
医療ソーシャルワークに関わる論文、調査、実践報告、資料課題、海外医療福祉研究など |
| 2 | 発表資格
本協会の会員とする。 |
| 3 | 規格
Wordで作成したもので、図表・引用文献を含み、A4版用紙横書き1,600字(40字×40行)×10枚以内とします。図表は、500字1枚と換算します。表紙にタイトル・所属・氏名(グループの場合全員分)・連絡先を記入してください。
詳細につきましては、愛知県医療ソーシャルワーカー協会投稿規程をご確認ください。ご不明な点がありましたら、下記の連絡先へお問い合わせください。 |
| 4 | 投稿方法
原稿をメールに添付して下記のアドレスに送信してください。受付通知メールが3日以内にならない場合は、担当者にお問い合わせ下さい。 |
| 5 | 原稿締め切り
令和4年1月31日まで |
| 6 | その他
投稿された論文は、「医療ソーシャルワーク 2022」(令和4年5月発刊予定)にて掲載します。
投稿後、査読委員会で検討した結果、不採用になる場合もあります。
投稿論文は国内外を問わず未発表のものに限りますが、既に学会(他団体を含む)で自分が発表したもので、今回新たに論文化したものについては投稿を受け付けます。
既存のデータや事例を扱う場合、著作権、個人情報保護法に抵触することのないようご注意ください。
投稿された論文の著作権については当協会に帰属します。 |

【掲載論文の宛先・連絡先】

医療法人 宝美会 総合青山病院 立松実
〒441-0195 愛知県豊川市小坂井町道地 100 番地 1
TEL : 0533-73-3777 E-Mail: byoushin@aoyama-hp.or.jp

(一社) 愛知県医療ソーシャルワーカー協会投稿規定

1. 目的

この規定は、当協会が発行する研究誌に投稿される論文に関わる事項について定める。

2. 投稿規定

- (1) 当協会定款の目的に沿う実践報告、論文、調査報告等として投稿を受け付けするが、その原稿は未発表のものとし、他誌に掲載されていないもの、他誌に同時投稿中でないものに限定する。
- (2) 原稿は、Word を使用し、横書き 1,600 字 (40 字×40 字) ×10 枚以内で作成、図表は、500 字 1 枚と換算する。
原稿の余白は上下左右 25 ミリとし、フォントは明朝体 (10.5pt) とする。
- (3) 原稿は、E メールでの送付とすること。
- (4) 原稿は、文体は口語体で、文字は現代かなづかい、常用漢字を用いることを原則とする。
- (5) 本文中にたびたび繰り返される用語の代わりに、略語を用いる場合、初出のときは正式の用語を用い、(以下○○○と略す) と、記載すること。
- (6) 実践報告、論文、調査研究に関しては、キーワードを 3 つ以内で記載すること。
- (7) 引用文献の記載形式は、以下のとおりとする。
 - ①雑誌の場合は、著者名、論文名、誌名、出版年、巻数、号数、はじめのページ終わりのページ、とする。
 - ②電子ジャーナル中の論文は、著者名、論文名、誌名、出版年、巻数、号数、はじめのページ終わりのページ、入手先 (入手日時) とする。
 - ③単行本の場合は、著者名、書名、出版社名、総ページ数とする。
 - ④論文集 (単行本) 中の論文は、著者名、論文名、書名、編者名、出版社名、出版年、はじめのページ終わりのページ、とする。
 - ⑤ウェブサイト中の記事は、著者名、ウェブサイトの名称、入手先 (入手日付) とする。
- (8) 審査は、別に定める査読規定に基づき、査読委員会が行う
- (9) 審査後の加筆は認めない。また著者校正は初校と最終校の 2 回とする。なお、校正時の原稿の修正は、誤字等のほかは認めないとする。
- (10) 掲載料は無料とする。
- (11) 投稿は、当協会の会員であり、当該年度までの会費納入者とする。
- (12) 当協会が出版する論文等に関する国内外の一切の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利を含む。以下同じ。) は当協会に帰属する。
- (13) 著者が、論文等を当協会に投稿した時点で、当該論文等の著作権は当協会に譲

渡される。当協会に譲渡された論文等が、当協会の出版物に掲載されないこととなった場合は、当協会は当該論文等の著作権を著者に返還する。

- (14) 第三者から論文等の利用許諾の申し出があった場合は、当協会において審議を行い、範囲および条件を定めたうえで許諾することができる。当協会に著作権が帰属する論文等を利用する場合、出典を明記する。